

2 . 現在までの対策と今後の対応

2 - 1 . 危険物及び不審物の管理について

< 現在までの対策 >

発見された危険物（11本のうち8本は掘削残土仮置き場、3本は橋脚工事現場で保管）については、より安全に保管するため、専用のケースに入れ掘削残土仮置き場内の空気浄化機能付きの密閉型保管庫に集約し（平成15年1月24日に橋脚工事現場に保管していた3本を移送）、厳重に保管しています。

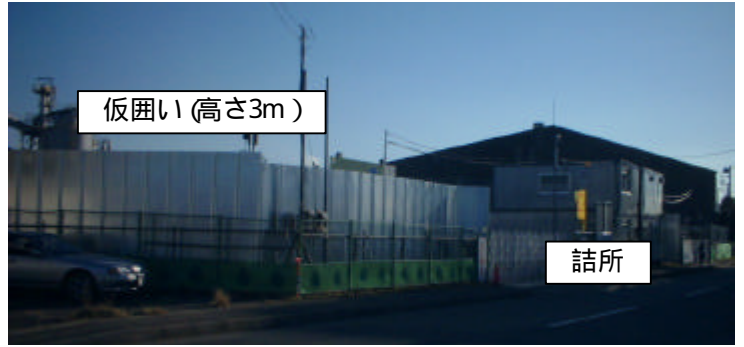
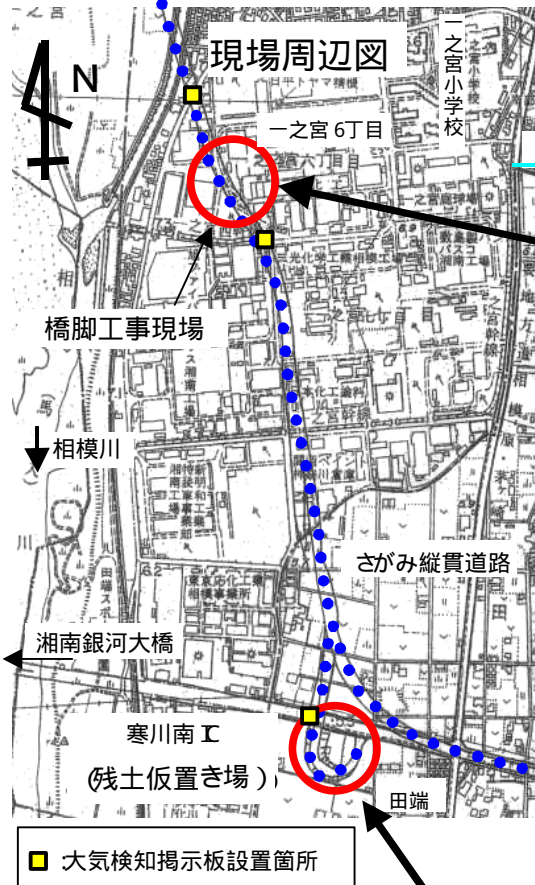
橋脚工事現場の道路敷地調査（掘削調査）で発見された不審物（158本）及び掘削残土仮置き場の汚染残土と危険物の分離作業で発見された不審物（633本）合わせて791本についても集約し（平成16年3月31日に橋脚工事現場に保管していた158本を移送）、当初発見された危険物11本と合わせて計802本を掘削残土仮置き場内の空気浄化機能付きの密閉型保管庫にて厳重に保管しております。

| | | |
|-----|-----------------|------|
| 危険物 | 橋脚工事現場 | 3本 |
| | 掘削工事現場 | 8本 |
| | 小計 | 11本 |
| 不審物 | 橋脚工事現場 (掘削調査) | 158本 |
| | 掘削残土仮置き場 (分離作業) | 633本 |
| | 小計 | 791本 |
| 合計 | | 802本 |

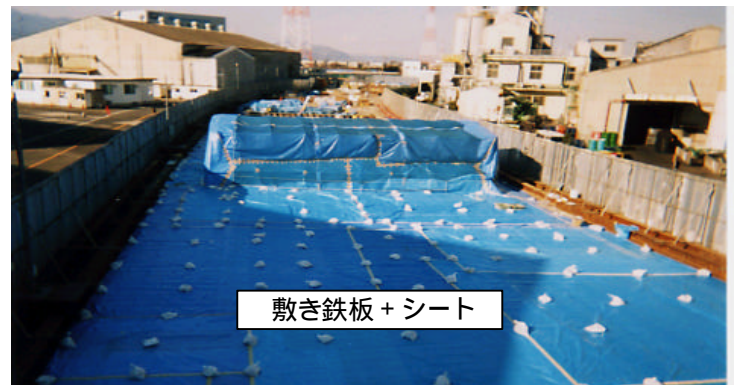
< 今後の対応 >

掘削残土仮置き場内の空気浄化機能付きの密閉型保管庫において、厳重に保管し無害化処理に備えます。

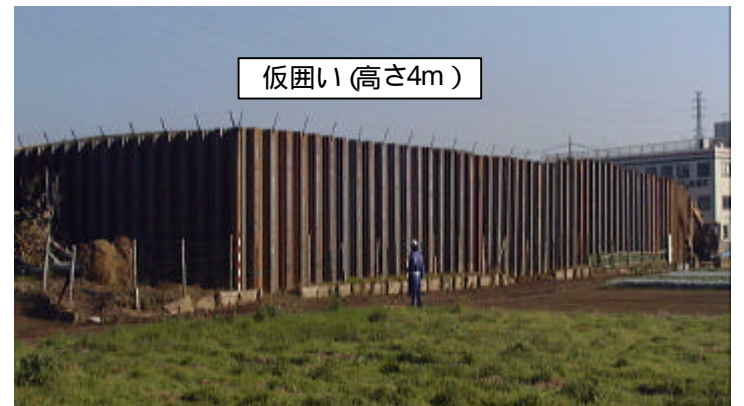
緊急対応設備（仮囲い設置等）の状況



橋脚工事現場 北出入口

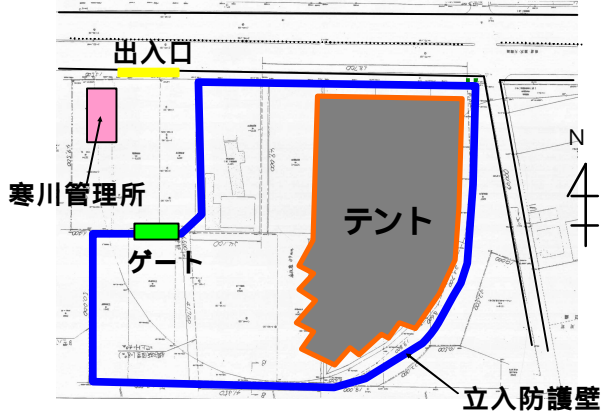


橋脚工事現場内 (P29周辺)

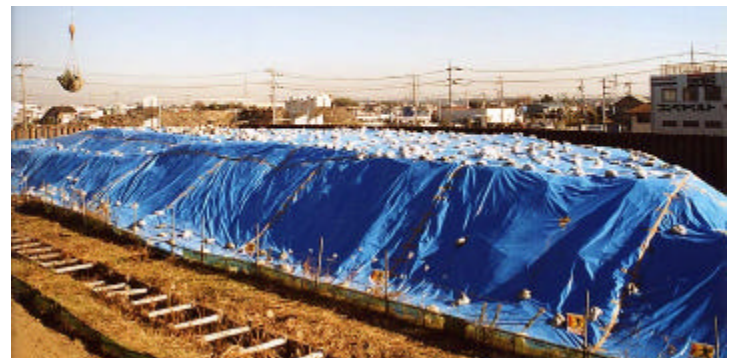


残土仮置き場 仮囲い

< 掘削残土仮置き場平面図 >



掘削残土仮置き場 テント



残土仮置き場 シート被覆

2 - 2 . 掘削残土仮置き場の対策について

< 現在までの対策 >

平成14年12月1日に掘削残土仮置き場への立入りを防止するための仮囲い(高さ4mの鋼矢板)が完成。平成14年12月13日に、残土表面において、残土の飛散防止等のため、ポリエチレン製シート(ラミネート加工)をひも又はテープで接合して被覆し、土のう袋をシート上に設置する作業が完了。また、監視カメラ等を設置し24時間監視を行う。

平成15年2月25日に、掘削残土仮置き場において、危険物及び汚染残土を処理する用地確保のため、掘削残土仮置き場にある汚染されていない土(橋脚工事現場(相模海軍工廠跡地)以外から搬入された土)の搬出が終了。

平成15年4月30日までに、掘削残土仮置き場では密閉空間を確保するためのテント(長さ約85m、幅約45m、高さ約15mのドーム型テント)工事が完了し、水路を土中に設置する(暗渠化)工事が平成15年5月2日までに完了。平成15年7月24日にテント内空気の浄化装置の設置工事が完了した事を受け、7月25日より浄化装置の試験運転を開始。

平成15年10月23日より汚染残土と危険物等の分離作業を開始し、平成16年3月26日に開催された有識者委員会において分離作業の完了を確認。平成15年11月7日より汚染残土と危険物の無害化処理設備の設置作業を開始し、平成16年3月30日に完了。完成した無害化処理設備において、平成16年4月27日から汚染残土の無害化処理を開始。また、危険物等についても平成16年5月7日から無害化処理を開始。

< 今後の対応 >

平成16年4月27日から開始した無害化処理は年内の終了を目指します。

汚染されていない土 の搬出

仮残土置き場

出入口

H15.6.24 契約済 民有地

③

②

①

汚染残土 6000m³

第1回目 搬出残土 約6,600m³

第2回目 搬出残土 約2,100m³

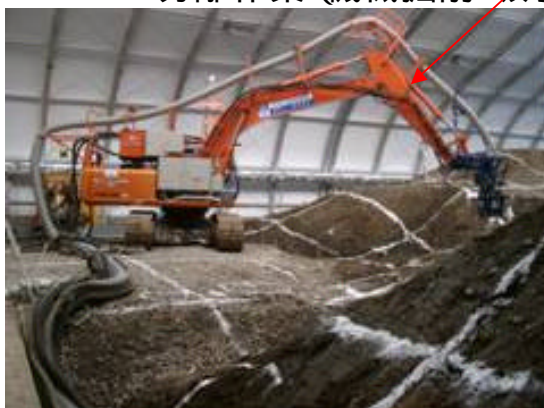
1回目搬出分

2回目搬出分

掘削残土仮置き場の状況 (平成15年11月26日撮影)



分離作業 (機械掘削・吸引+人力掘削・移送)の状況



2 - 3 . 橋脚工事現場の対策について

< 現在までの対策 >

平成14年12月14日に橋脚工事現場は、仮囲い（高さ3mの万能鋼板）が完成。更に、P29周辺には鉄板を敷き、容易に掘削ができないように対策。P29至近の表面土壌からマスタードガスなどの化学剤が検出されたことから、P29周辺についてもシート被覆を実施。また、監視カメラ等を設置し24時間監視を行う。

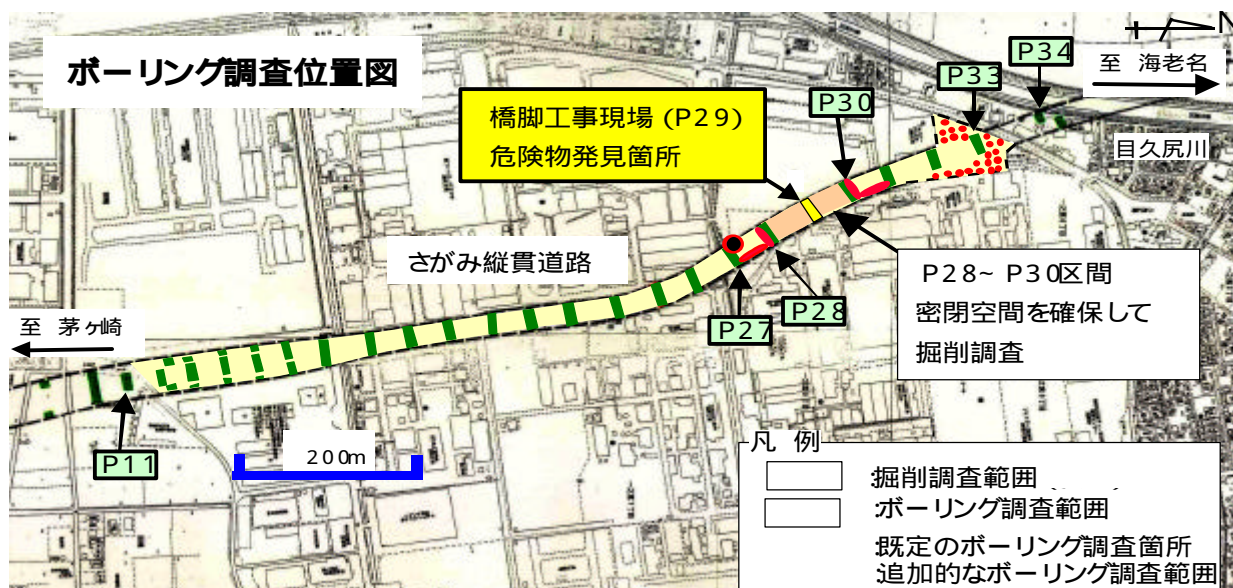
平成15年2月17日より、道路敷地内の安全確認を行うため、ボーリング調査に着手。平成15年4月15日までに、追加調査を含むP11～P28区間及びP30～P34区間の199箇所でボーリング作業が完了。作業時及び土壌調査結果ではいずれもマスタードガス等の危険物は検知無し。

密閉空間を確保するための移動式テントを設置し（平成15年4月16日～平成15年7月8日）平成15年11月21日より、道路敷地内調査の一環として、橋脚工事現場（P28～P30区間）の掘削調査を開始。

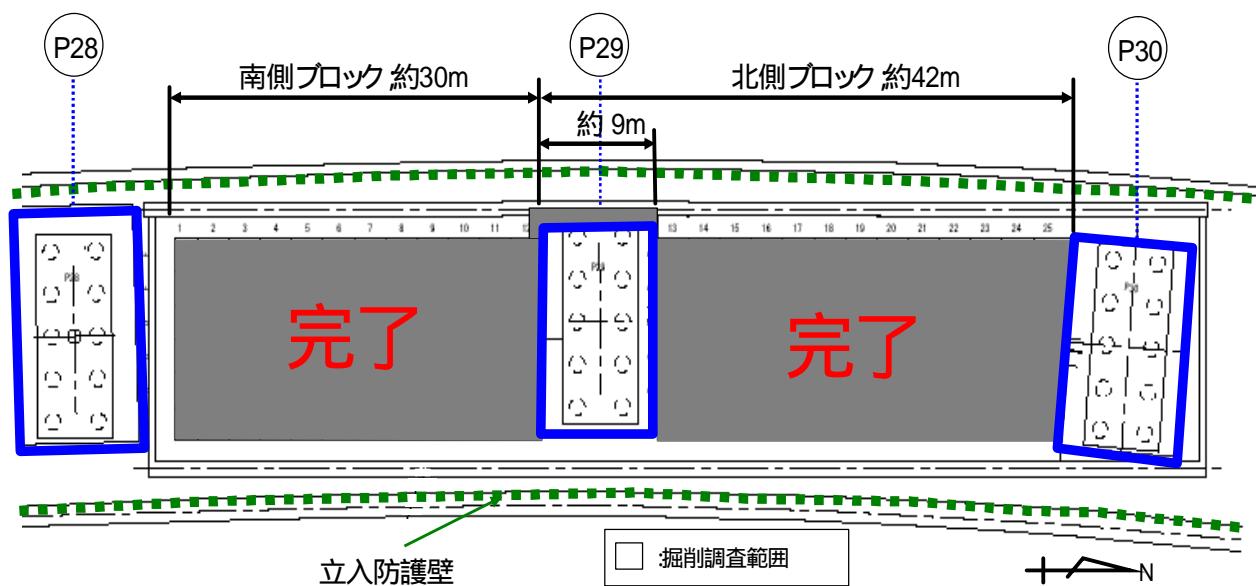
平成16年2月6日までに、北側ブロック（P29～P30区間）の掘削調査が完了。南側ブロック（P28～P29区間）の調査も、平成16年3月26日に開催した有識者委員会において完了が確認され、既に安全が確認されているP11～P28区間及びP30～P34区間と併せ、さがみ縦貫道路敷地内（P11～P34区間）は安全であることが確認された。

< 今後の対応 >

さがみ縦貫道路敷地内（P11～P34区間）は安全であることが確認されたため、平成16年6月の工事再開に向けた準備を進めている。



橋脚工事現場（P28～P30区間）の掘削範囲



橋脚工事現場（P28～P30区間）の状況



テント設置状況（北側ブロック）
南側ブロックに移設



掘削調査の状況

2 - 4 . 汚染残土及び危険物の処理について

有識者委員会においての基本的な方針が以下のとおり決定されました。

処理についての基本的な方針

処理は掘削残土仮置き場内で行う。

処理作業は全て密閉した環境下で行う。

汚染のおそれのある残土約7,000m³は全て処理する。

処理時間帯は住民意向を踏まえ設定する。

テント及び処理施設の排気基準は0.003mg/m³以下とする。

(米国労働・市民環境法の基準で、この基準値以下であれば防護装備を着用せずに作業を継続してできる。)

計測は各排気口につき少なくとも1回/時間以上の頻度で行い、計測結果を公表する。

掘削残土仮置き場のテント排気のモニタリングは、24時間連続して計測できる装置を導入して行う。

処理残さは、産業廃棄物として法的に処理を行う。

国土交通省、警察、消防、地元自治体と連携した危機管理体制を構築する。

危険物等処理設備の施設計画作成にあたっての基本方針

1. 地域住民・周辺環境に対する安全を最大限配慮すること。
2. 関係作業員に対する安全を最大限に配慮すること。
3. 1, 2の前提のもと工程管理、コスト管理に留意すること。
4. 施設計画については、早期に住民等へ逐次、情報を提供すること。

無害化処理は周辺環境の安全に最大限配慮する。

1. 無害化処理設備からの排気は全てフィルターによる完全浄化を行うとともに、浄化後の排気について連続モニタリングを行い、その結果はただちに公開する。
2. 施設は密閉空間を確保し、かつ2重の負圧管理を行う。

作業時における安全に最大限配慮する。

1. 建屋内の空気のモニタリングを実施する。
2. ITV(作業現場テレビモニタ)により現場状況を常時監視する。

処理された土壌と危険物は処理後分析を行い安全を確認する。

道路敷地内調査の概要

危険物が埋設している可能性のあるP28～P30間については、テントによる密閉空間を確保した上で調査を行う。橋脚施工において危険物が確認されなかった区間については、ボーリング調査にて安全を確認。

ボーリング調査結果にて、P11～P28区間及びP30～P34区間については危険物が検出されなかったことから、計画どおり、P28～P30区間を対象に掘削調査を実施。

橋脚工事現場のP28～P30区間については、テントを設置し、密閉空間を確保して、GPR探査を併用した掘削調査（人力及び機械掘削）を実施。

GPR探査（地下レーダー探査）：地中に電磁波を放射し、この電磁波の反射を捉えることで地下構造や埋設物等の存在を探査する方法

掘削調査に係る排気についても、掘削残土仮置き場と同様、テント内からの排気の連続モニタリングを行い、その結果を公開。

橋脚工事現場の北側ブロック（P29～P30区間）の掘削調査を終了。

北側テント内の安全を委員会として確認し、テントを南側ブロックに移設。

南側ブロック（P28～P29区間）の掘削調査方法は、矢板の近くを人力掘削、地質状況を確認し、その他の箇所については機械を実施。

橋脚工事現場の南側ブロック（P28～P29区間）の掘削調査を終了。

南側テント内の安全を委員会として確認後、テントを撤去。

北側・南側ブロックの掘削土のうち、分析により安全が確認された土壌については埋め戻す。

掘削調査（P28～P30区間）が終了し、汚染の可能性のある土壌を隔離したことから既にボーリング調査により安全が確認されているP11～P28区間及びP30～P34区間と併せ、有識者委員会としてさがみ縦貫道路敷地内（P11～P34区間）は安全であることを確認。

2 - 5 . 周辺の安全管理について 現在までの対策

排気基準の策定

定時観測データの開示

排気基準をモニターできる検知器の導入

24時間モニタリング

今後の対応

引き続き掘削残土仮置き場周辺の大気モニタリングとテント及び無害化処理設備外へ排出する空気のモニタリングを実施し、ホームページ等で情報提供を行っていきます。

2 - 6 . 広報体制について

情報提供紙「さがみ危険物への対応」を現場周辺の4自治会へ配布しています。これまでに、周辺4自治会等へ第1号（平成14年11月21日）から第6号（2月15日）、田端地区向け3回（平成15年2月4日、7月25日、11月6日）、一之宮地区向け（平成15年11月20日）、周辺地域3回（平成15年12月25日、平成16年1月21日、4月2日）を配布しております。また、寒川町の広報「さむかわ」と併せて配布する「広報さむかわ版」も、第1号（平成14年12月14日）から第17号（平成16年4月30日）を配布しており、今後も、必要な情報があれば広報「さむかわ」の配布に併せて広報を実施していく予定です。

また、掘削残土仮置き場および橋脚工事現場の現地詰所には、情報コーナーを設置しており、周辺地域への情報提供を行っていきます。

国土交通省ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/menu/070.htm>

寒川町ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

検知結果について寒川町役場に通知いたします。

2 - 7 . 化学兵器禁止機関（OPCW）への対応について

「マスタード（びらん剤）」及び「ルイサイト（びらん剤）」については、化学兵器禁止条約の「老朽化した化学兵器」に該当する可能性があるため、平成14年12月12日（木）に国土交通省から外務省に、OPCWへの申告のための情報提供を行い、同日、外務省からOPCWに関連情報が申告されました。

平成14年12月24日に橋脚工事現場及び掘削残土仮置き場内に空気浄化機能を持った密閉型保管庫を新たに設置し厳重に保管。

また、危険物をより安全に保管するために、平成15年1月24日に保管箇所を2箇所から1箇所に集中させたことについての情報を、国土交通省から外務省へ提出し、外務省より平成15年1月31日にOPCWへ保管場所変更に伴う修正申告がなされました。

平成15年10月28日に、無害化处理計画（概要）に関する情報を国土交通省から外務省に提出し、外務省より平成15年10月31日にOPCWへ申告がなされました。

平成16年4月22日に、追加で発見された不審物（計733本）に関する修正申告及び無害化处理計画（詳細）の申告を国土交通省から外務省に提出し、4月23日に外務省よりOPCWに申告がなされました。